

横断旗の正しい使い方



高松市くらし安全安心課

1 交通指導の目的

街頭における交通指導は、幹線道路の主要交差点や通学路の危険な横断歩道などにおいて、児童や園児等の保護誘導と安全な通行の指導を行うことにより、安全な歩行と横断を確保し交通事故を防ぐことが目的です。

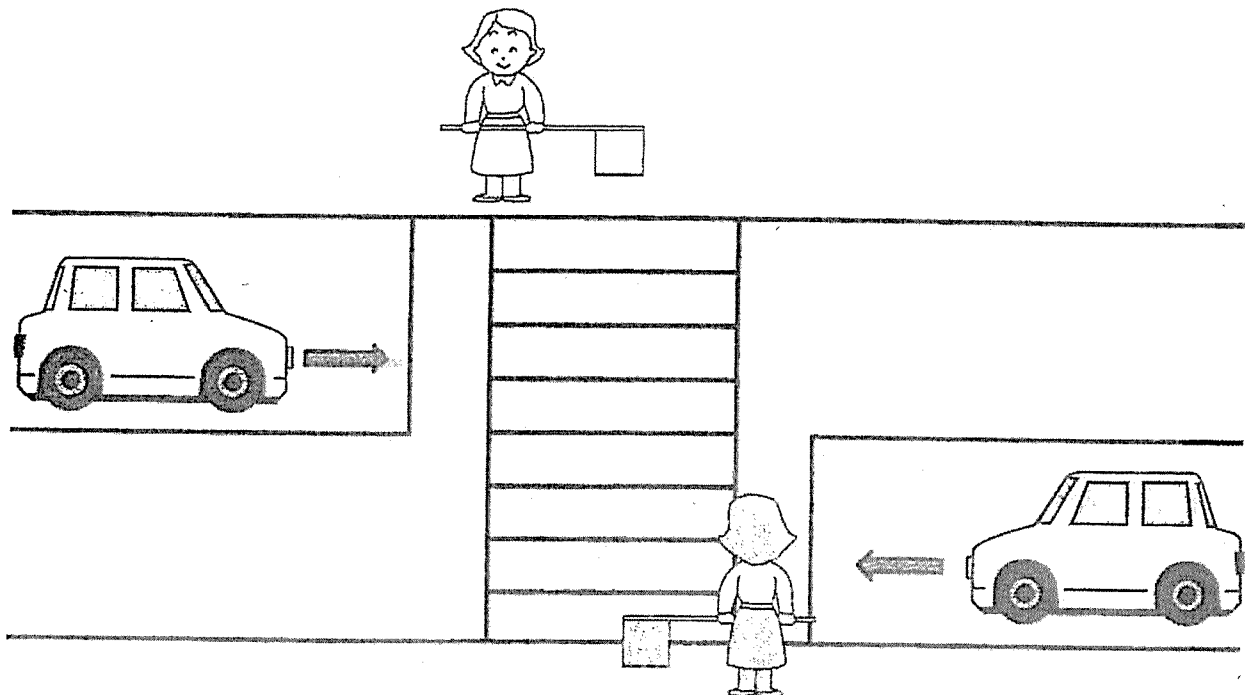
2 交通指導の心得

- ① 指導する皆様自身が交通事故の被害に遭わないように注意しましょう。
原則、車道には出ず、目立つ色の服装をして動きやすい靴を履きましょう。
- ② 児童が横断する場所付近の交通環境をよくするため、運転者の視野を妨げ、通行の妨害となるような看板などは移動してもらうように設置者をお願いしておきましょう。
- ③ 不用意な動作が合図と間違われ、危険な結果を生じることがありますので、合図の動作は、はっきりと大きく行ってください。横断旗の動きがわかりやすいように、雨天時は、傘を使用せずレインコートなどを着用しましょう。
- ④ 横断歩道では、常に児童の安全を優先しますが、一人二人のために多くの車を止めて交通の流れを妨げないよう配慮するとともに、長時間車を止めないよう状況に応じた適切な誘導をすることが必要です。
- ⑤ 信号のある横断歩道では信号に従ってください。うっかり青の点滅信号で児童を横断させないように注意してください。
- ⑥ 大型車を止めると後続の車が前方を確認できずに衝突したり、横断中の児童に気が付かずに大型車を追い越して事故につながったりするので、大型車を止めることは避けましょう。
- ⑦ 横断旗には、車を止める強制力はありません。車に停止してもらう場合には、運転者に協力を求める態度で臨み、協力してくれた運転者に対しては、会釈するなど感謝の気持ちを伝えましょう。

3 指導の場所と位置

交通指導および誘導にあたっては、道路の形態・交通量などを十分に検討し、安全を第一に考え、次のような場所や位置に立ってください。

- 運転者や歩行者から姿がよく見えるところに立つ
- 通行の妨げとならない、自らも危険でない安全なところに立つ
- 横断歩道がある場合は、車の進入を防ぐために、横断歩道に向かって右端に立つ



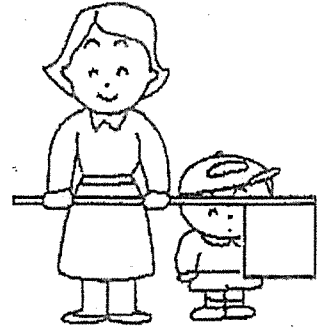
【その他の留意事項】

- * 体の向きは、原則として車の動きを把握するために車道側とする。
- * 一人で誘導する場合は、横断者が多い側に立つようにする。
- * 二人以上で誘導する場合には、お互いに合図をして意志の疎通を図り、呼吸を合わせて行う。

横断旗の使い方

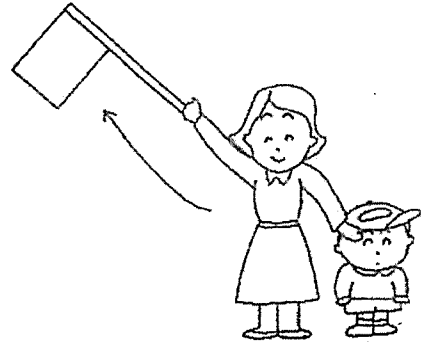
①『歩行者止まれ』の合図

児童を待たせる時は、横断旗を地面と水平に保ち、児童が横断したり飛び出したりできないようにしっかりと持ちます。



②『注意』の合図

児童が集まったら、車の切れ目を見計らい左右の安全を確認した後、横断旗を右斜め上に上げると同時に、左手で横断待ちの児童が車道に飛び出さないように制止します。これは、児童の横断を運転者に知らせる予告動作となります。

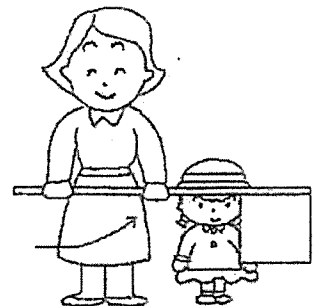


③『歩行者進め』の合図

車が完全に止まったら、脇を通り抜けてくるバイクや自転車がないかにも注意して、もう一度左右の安全を確認した後、横断旗を道路と水平になるように前方に出します。左手で児童を誘導しながら、「いってらっしゃい」「気を付けてね」などと声をかけましょう。



- ④ 横断中の児童が渡り切ったのを確認したら、再び『注意』の合図をし、『歩行者止まれ』の姿勢に戻ります。最後に、運転者に感謝の気持ちをこめて笑顔で会釈しましょう。



* 車は急に止まれないので、安全に停止できる距離を考えて合図するようにしてください。